別紙様式第十三号第一の中間連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第十三号第二の中間連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産　繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額　その他の包括利益累計額合計」に改める。

別紙様式第十三号第二の中間連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第十三号の二第一の連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産　繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額　その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意2⑵⑥を次のように改める。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十三号の二第一の連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第十三号の二第二の連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産　繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額　その他の包括利益累計額合計」に改める。

別紙様式第十三号の二第二の連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第十五号の一⑴を次のように改める。

⑴　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
無形固定資産							
長期前払費用							
計							

（記載上の注意）

1　当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

2　償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号、別紙様式第六号及び別紙様式第十号の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

別紙様式第十三号第一の九．のⅢを次のように改める。

Ⅲ　会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金額別	令第8条第1項第1号に該当するもの		令第8条第1項第2号に該当するもの		令第8条第1項第3号に該当するもの		令第8条第1項第4号に該当するもの		令第8条第1項第5号に該当するもの		令第8条第1項第6号に該当するもの		令第8条第1項第7号に該当するもの		令第8条第1項第8号に該当するもの		令第8条第1項第9号に該当するもの		令第8条第1項第10号に該当するもの	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円
30万円以上50万円未満																				
50万円以上100万円未満																				
100万円以上300万円未満																				
300万円以上500万円未満																				
500万円以上700万円未満																				
700万円以上1,000万円未満																				
1,000万円以上3,000万円未満																				
3,000万円以上5,000万円未満																				
5,000万円以上1億円未満																				